

第 19 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

| | | |
|-------|--|---|
| 会議名 | 第 19 回利根町自治基本条例検討委員会 | |
| 日時 | 令和 3 年 2 月 25 日（木） 午前 10 時 00 分から 11 時 30 分まで | |
| 場所 | 利根町役場 4 階 4-A 会議室 | |
| 出席者 | 委員 | 坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員， |
| | 事務局 | 企画課 川上課長、服部課長補佐，高野主査，栗原主任，蓮沼主事 |
| 欠席委員 | 岩戸委員，新井委員，猪鹿月委員，吉岡委員，鈴木（亜）委員 | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 区・自治会・町内会の定義について 3 参加・協働の条文について 4 次回の開催日について 5 その他 6 閉 会 | |
| 配付資料名 | 第 19 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 （仮称）利根町自治基本条例「行政」，「町」の定義（素案） 資料 2 （仮称）利根町自治基本条例「区・自治会・町内会」の定義（素案） 資料 3 （仮称）利根町自治基本条例 参加について（素案） 資料 4 （仮称）利根町自治基本条例 協働について（素案） 参考 地方自治法（抜粋） | |
| 議事内容 | 次ページ以降の通り | |

| | |
|-----|--|
| | <p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>2 区・自治会・町内会について</p> <p>前回、定義について話し合いをしてきたが、決定した3点について確認する。1つは「執行機関」というものを「行政」とすること、2つ目は「町」には行政と議会を入れること、そして多数決で「行政、議会」という順番にすることとなった。3つ目に、文言については事務局に任せたので、資料1のとおりとなる。</p> <p>(資料1「(仮称)利根町自治基本条例 「行政」、「町」の定義(素案)」について事務局より説明)</p> |
| 委員長 | <p>資料1「行政」の定義にある、公平委員会については、一般の方にはイメージがしにくいと思われるが、国には人事院があり、この人事院というものの地方版が人事委員会であり、公平委員会である。本来であれば人事委員会、公平委員会を入れることがあるが、事務局の説明のとおり、特殊事情があってここでは入らないということを理解いただきたい。何か意見・質問等はあるか。</p> |
| 委員 | <p>前回、「行政及び議会」でどちらを先に記載するかという採択が行われた。私は個人の意見として、行政が執行権を有するという根拠で、行政が先のほうが望ましいと申し上げたが、他の委員からも「議会は住民の代表である」ということを重んじて議会が先のほうがいいのではないかという意見があった。その部分について考えたところ、やはり基本条例は市民主権の宣言、市民の視点から定める条例といった基本的な姿勢を多く書かれている自治体があり、また、一番最初にいただいた資料にも「自治基本条例とは、市民主権の民主的な自治体運営と質の高い政策活動を推進するため」ということが記載されており、態度を変えることは申し訳ないと思っているが、住民の方から信任を受け、付託された合議体である議会がやはり先にくることがこの市民主権につながると感じた。この条例を作ることは複雑で難しいことであるので、この先いろんな意見を聞く中で変わる可能性はゼロではないと思うが、本日の時点では前回の態度から変更させていただきたいと思い、発言させていただいた。</p> |
| 委員 | <p>「町」という文言の使い方、条例の中の使い方次第でその部分に関しては変わってくると思う。今の委員がおっしゃったように、今後変わる可能性があるというのはそこなのではないか。条例全体を見渡したときに、「町」という言葉の使い方はどういふところで使っているのかで、町の代表者としての立場を優先していくのか、執行権を有する行政側が優先されていくのか、どちらのイメージが強いかで最終的に判断してもいいと思う。</p> |
| 委員 | <p>やはり執行権を有するというそちらを優先に記載していく場合には、行政という文言もあるので、この「町」という表現は他市町村を見ても「議会及び執行機関」という形で表現しているところの方が多く感じた。ゆえに、「町」という文言の活用と、「行政」という文言の活用で、そのあたりの与える印象、意味合いも表現</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>していけるのではないかと思う。</p> <p>前回の採択では7対4で「行政及び議会」に決定していた。先ほどの委員が意見を変えたことで、これが現時点では6対5になった。「議会及び行政」も多数意見ということになるので、素案には両方記述していただく。「町」というのをどのように考えるかというのは、他の自治体の事例は確かに参考になるが、ここでは利根町という町がどのように考えているかということが重要である。いろんな立場があるが、委員の皆さんの考えで、周りのことには影響されずに、ご自身の意見を自由に述べていただきたいと思う。先ほどの委員がおっしゃったように、この後変わっていく可能性もあるので、条例を見ながら考えていきたい。今回の件はここまでとさせていただきますが、よろしいか。</p> <p>(一同了承)</p> |
| <p>委員長</p> | <p>では、本格的に次第の2「区・自治会・町内会の定義について」に入る。前回、皆様から意見を伺った結果、利根町の中においても区・自治会・町内会など、いろんな言葉で地域のまとまりを呼んでいるということがわかった。また、そういった区・自治会・町内会をまとめて言うような言葉を決める必要があるという話も出ていた。そういった議論を踏まえて事務局に資料2を作成していただいた。</p> <p>(資料「(仮称)利根町自治基本条例 「区・自治会・町内会」の定義(素案)」について事務局より説明)</p> |
| <p>委員長</p> | <p>区・自治会・町内会をまとめて言うような言葉について、「住民自治組織」という言葉でいかがでしょうかという1つの案である。例えば、町内会・自治会というのはまず単位町会という、一番小さな町内会・自治会というのがある。そして、それを包括するような連合町会というのがあり、さらに市とか町全体の町内会の集まりの組織がある。そういったところで、利根町の場合はどのようにになっているのか、地域振興を所管されている総務課長として、飯塚委員のお話を伺いたい。</p> |
| <p>飯塚</p> | <p>利根町の場合、二重構造のようにになっている。というのは、1つは地区と呼んで区長さんがいるというもので、もともと町が区長制度というのを制度化して、各地区とのコミュニケーションを取るために、いろんなお願いをするために区長を設けてください、班長を設けてくださいと、町のほうからの発信で作られたものが1つ。もうひとつは、もともとその地区で自主的に組織した、いわゆる自治会と呼ばれるものがある。今回、地方公務員法の改正で、区長制度による区長は公のものではないということで、私人化されたという経緯がある。ということは、任意の集まりであるということになってしまった。これは地方公務員法の中で、それをはじきなさいということになっているので、そういった点から見ると、以前よりもさらに曖昧な制度になってきているということである。町からいろんなお願いをするために作った区長制度ではあるが、今はその区長制度を基に、きちんと整備されていなかった地区の組織自体も区として1つに、認識としてはまとまっていると思う。そうであれば、どこかで</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>1 回線引きをして、町が区長制度を活用するのではなく、住民が組織したものに対して、例えば配布物を委託していくと、まとまったものになっていくのではないかと思う。特に団地は、自治会があって区があって、これは区の仕事じゃなくて自治会の仕事、これは自治会じゃなくて区の仕事と、使い分けをしているようなややこしい構造になっているというのが現状である。ここにある定義の中でも、これだとどっちを指しているのかわからないかもしれない。定義するのもちょっと難しいという気がする。</p> |
| 委員長 | <p>逆に言えば、どちらも含む定義ならいいのではないか。「住民自治組織」であればどちらも含むと思うが、それではだめか。</p> |
| 飯塚 | <p>ここの条文でそれを明記していくのは難しいと思うので、例えば逐条解説の中でそういった複数の組織が存在しているのであればどちらも含むという言い方をしていくというのはありだと思う。後は運用の問題である。</p> |
| 委員 | <p>今、区長会の会長と自治会の会長とを兼務してやっているが、私の認識では、区というのは町のほうで組織化したもので、自治会・町内会はそこに住んでいる人たちでできあがっているということである。私が住んでいる地域では、区という括りにいる方は100%が対象になるが、自治会・町内会は任意なので、「私は入りたくない」という人も結構いる。そうすると、完全な同心円ではなく少しずれるところもある。実際に配布物がきたら班長さんに配ってもらうけれども、非自治会員の方には役員が配達するみたいなことをやっているが、そういう状況もあって、区と自治会・町内会が一致していればいいが、そうもいかないというのも現実である。</p> |
| 委員長 | <p>非常にわかりやすい整理であった。ここでは「住民自治組織」という言葉を事務局が取り上げているが、ここは慎重に議論するべきところなので、皆様の意見を伺いたいと思う。</p> |
| 委員 | <p>統一した言葉にするのであれば、みんなが聞いたときに納得しやすい言い方がいいのではないかと思う。</p> |
| 委員 | <p>龍ヶ崎のように「住民自治組織」という言い方がいいのかとなると、他の良い案が浮かんでこないのかわからない。利根町は小さいが、地域によって事情が異なるのでどのような言葉がいいかは難しい。</p> |
| 委員 | <p>私の地域では高齢者が増えて班長などの担い手が不足してきている。もっと若いうちにこういう話があって、活発な意見が出てきていたら良かったのではないかと思う。利根町は65歳以上の方が茨城県内でもトップ2に入るくらい多く、自治会はその縮図だと感じている。ここで話を聞いて、他の地域のことも初めて聞いて、統一するというのは難しいと思った。</p> |
| 委員 | <p>私は今、自治会の役員をやっているが、高齢者が増えて役ができなくなっていてい</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>るので、これからどうしていくか考えなくてはいけない時が来たなと思っている。これからの利根町全体の課題だと思う。</p> |
| 委員 | <p>この龍ヶ崎の住民自治組織というのは、すごくいいと思った。ガイドラインにも書いてある、「区、自治体、町内会などありますが…」と、全部をまとめてこう言いますよという書き方や、まとまってみんなで、自治会とか分けずにみんなで、という表現がいいなという印象を受けた。</p> |
| 委員 | <p>この定義のところの「住民自治組織」という表現は支持したい。先ほどの委員がおっしゃったように、龍ヶ崎市のガイドラインの例は非常にわかりやすくいいと思うが、利根町にはこういった表現をしているものはないと思う。どこかにこの龍ヶ崎のガイドラインのような表現が加わればわかりやすくなると思う。素案の条文では少し難しい印象があるので、理解が難しいのではないか。しかし、「住民自治組織」という名称は支持する。</p> |
| 加藤 | <p>「住民自治組織」というのは区、自治会、町内会という名称を総称して、龍ヶ崎の中でもそれを指して通っている。これは私個人の意見であるが、コミュニティという言葉は人によっていろんな捉え方をされ、それこそ今ネットとかSNSのつながりもひとつのコミュニティと言われているくらいなので、コミュニティという言葉は曖昧な部分もあり、「住民自治組織」という表現で定義をすれば誤解なく通じると思う。</p> |
| 副委員長 | <p>皆様の話を伺っていて、地域の多様性があるので全てを含める言い方があればいいと思う。ただ、全てを含めるというと、自分たちがいるところの名称が書かれていないと本当に含まれているのか実感ができないと思うので、龍ヶ崎市のガイドラインのように、事例を盛り込んで、それらが全て総括して入るということを具体的にすればいいと思う。</p> |
| 委員長 | <p>皆様の意見を伺っていると、区・自治会・町内会というところは重要性があるということで、定義が必要なのは間違いないと思う。どの言葉を取ってもおそらく異論、反論は出てくると思うが、入れた方がいいという点では意見をいただいた。「住民自治組織」という形で、今回はこの言葉でまとめさせていただき、また別の時にもう一度考えてみるということによろしいか。</p> <p>(一同了承)</p> |
| 委員長 | <p>それでは、ここでは「住民自治組織」という形で通し、適宜変えていくということにさせていただきます。</p> <p>3 参加・協働の条文について</p> <p>参加と協働については、既に条文ができていますので、再確認としてご覧いただきたい。</p> |

| | |
|-----|--|
| | (資料3「(仮称)利根町自治基本条例 参加について(素案)」について事務局より説明) |
| 委員長 | 条文そのものは既に皆様に確認していただいたものなので問題ないと思うが、問題は、「町」という言葉に行政と議会が含まれているということである。これで意味が通るかどうか、このままでいいかどうかという議論である。皆様にとってはわかりにくい部分かと思うので、法制担当として飯塚委員に伺う。 |
| 飯塚 | 例えば、「参加の機会」のところは、議会を通すものも当然出てくるので、「町」＝「行政及び議会」でいいと思う。このように、ひとつずつ洗い出して想定する必要があると思った。 |
| 委員長 | 私としては、ひとつずつやってもいいし、やらなくてもいいと思っている。議会には政策立案機能と監視機能という2つの機能があると言われているが、そういう意味では、(参加の機会)のところでは、議会そのものが条例を作ることもあるので、行政と同じということでこのままでよい。その下、(参加のための環境づくり)も、議会が政策を作るということを考えれば、行政と同じでいいと思う。問題になるのは(パブリックコメント)のところだと思われる。他市町村では、議会が条例を作るときにパブリックコメントを実施しているところもある。利根町の議会基本条例にパブリックコメントが書かれている場合は問題ないが、書かれていない場合、他市町村では自治基本条例に書いてあるから議会でも実施しようという根拠条文にしているところもある。この(パブリックコメント)を「町は」とする場合、議会が含まれることになるので、議会の方に意見を聞いた方がいいと思う。また、(附属機関等への参加)についても、地方自治法等では、公聴会というのを議会は持っている。その公聴会を附属機関等を含めるかという点でも、議会側の意見を聞くべきである。その点について、船川委員に議員としての考えを説明いただきたい。 |
| 船川 | 私も飯塚課長と同じく、ここについては議論の余地があると感じた。しかし、委員長の話を伺って、選択肢として可能性がゼロではないならば、議会も含めることが望ましいという視点もあると思ったので、このまま「町は」でもいいと思った。 |
| 委員長 | 議会側がやらないということであれば行政のみでいいと思うが、どうか。 |
| 船川 | 将来的に流動的なものなので、余地がゼロでないならば、可能性が限りなく少なかったとしても残すことが望ましいと判断せざるを得ない。いざという時があるかもしれないので、私個人としてはこのままでいいと思っている。しかし、他の議員さんの意見も聞かないとわからないところである。 |
| 委員長 | 議会があった際には他の議員さんの意見も伺っていただけるか。 |
| 船川 | 予定は入れさせていただいているので、直接議員さんたちの意見は委員長にお届けできると思う。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>「町は」という言葉が頭にあるが、それを置き換えると「行政及び議会は」という言葉になる。それが読んだ時にわかるかどうかというところが問題だと思うので、委員長の話聞いていて、ここもやはり解説でクリアできるのではないかと思った。これに関しては逐条解説がないといろんな読み方をされてしまう可能性があると感じる。</p> |
| 委員長 | <p>おっしゃるとおりである。なるべく条文を簡潔にするのであればこのままでもいいと思う・逐条解説は必ずつけるという話だったので、解説でクリアできると考えられる。しかし、一般の人がどう思うかが問題である。行政並びに議会は、と言うのか、町は、と言った方がいいのか、感覚的なものももちろんあると思う。資料4は協働についてであるが、同じく私が皆様に伺いたいのは、「行政及び議会は」と言った方がわかりやすいか、「町は」と言った方がわかりやすいかということである。定義ではそのようになっているので読めるが、皆様に考えていただきたいと思う。資料3をしっかりと見ていただければ資料4もわかりやすいのではないかと思う。ここについては資料3と資料4をもう一度読んでいただき、次回議論させていただく。また、第1回か2回に出ていた、男女共同参画についても次回、時間をかけてやっていきたい。</p> <p>4 次回の開催日について</p> <p>令和2年度開催の会議は今回が最後となるので、次回の開催は令和3年4月中旬から下旬頃の予定で、後日開催日を通知することとなった。</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p> |
| 委員長 | <p>それでは以上を持ちまして第19回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |